

報告第24号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

令和4年8月3日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月15日

足立区長 近藤 弥生

事故に関する和解について

足立区は、令和4年8月3日に発生した事故（以下「本件事故」という。）について、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区中央本町在住者

2 本件事故の概要

令和4年8月3日、足立区中央本町一丁目19番付近にて足立区職員の運転する自転車と相手方が運転する自動車とが衝突したものの。

3 和解の要旨

- (1) 足立区は、相手方の損害のうち、4, 178円を負担する。
- (2) 相手方は、足立区の損害のうち、23, 571円を負担する。
- (3) 上記(1)及び(2)の負担額については、相手方が足立区に対し、(2)の金額から(1)の金額を差し引いた19, 393円を支払うことにより清算する。
- (4) 足立区及び相手方は、今後、本件事故に関してはいかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申し立て、請求を行わないことを誓約する。

以上